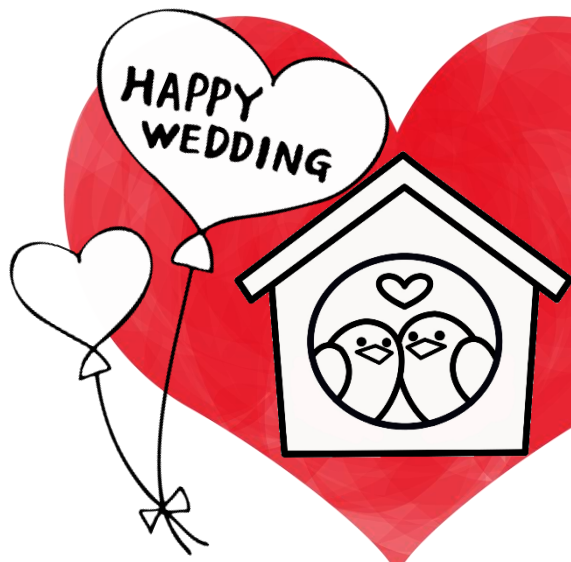




夫婦ともに
29歳以下

60^{上限}万円

夫婦ともに
39歳以下

30^{上限}万円

甲府市結婚新生活支援事業補助金

令和7年4月1日～令和8年2月27日までに支払った費用が対象

- 住居費用 ① 家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
② 新居の購入費（土地代除く）
③ リフォーム費用
- 引越費用 引越業者や運送業者に支払った引越費用

次のすべての要件に当てはまる世帯が対象です

- ① 令和7年1月1日～令和8年2月27日に入籍した世帯
- ② 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ③ 夫婦の合計所得が500万円未満の世帯
- ④ 申請日より5年以上継続して甲府市内に居住する意思があること
- ⑤ 夫婦ともに市税等の滞納がないこと
- ⑥ 申請日において、本市の住民基本台帳に記録されている夫婦の双方の住所が申請に係る住宅の所在地になっていること

お申込み
&
お問合せ

QRコードを読み取り、申請する1か月前までに、婚姻日、住所本籍、所得等必要な項目をご入力し、お申し込みください。
こちらからご連絡します

申請期間

令和7年4月1日～
令和8年2月27日(必着)

申請書類等は郵送または窓口へ提出してください

甲府市役所 企画部 連携共創課 6階
〒400-8585 甲府市丸の内1-18-1

☎ 055-237-5319(直通)

詳細、要綱等はこちら

甲府市結婚新生活支援事業

🔍 検索



補助金交付までの手続き

事前受付

申請する1か月前までにホームページ内の申込フォームに入力しお問合せください
申請可否を2週間程度でご連絡します

申請

支払った住居費・引越費用の合計が補助上限額に達したら申請書類を郵送又は持参してください
※ 上限に達しなかった場合でも令和8年2月27日までに提出してください

審査

補助金の対象要件を満たしているか、申請書類に不備がないかなど申請書類を審査します
※ 約1か月～2か月ほどかかります

通知

補助金の交付が決定しましたら交付決定通知書と補助金交付請求書を送付します

請求

補助金交付請求書を同封した返信用封筒で郵送又は持参してください

交付

補助金交付請求書が甲府市に届いてから約1か月ほどで振り込みします

申し込みの状況により、お時間をいただくことがございます

申請書類

※(1) 申請書（様式第1号）

※(2) 誓約書兼同意書（様式第3号）

(3) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（婚姻後の本籍地が甲府市でない方のみ）

(4) 交付申請時において取得できる最新年度の所得証明書（令和7年1月1日時点で甲府市以外に住民登録があった方のみ）

(5) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類の写し（現に貸与型奨学金を返済していて、夫婦の合計所得が500万円を超える場合）

(6) 住宅の売買契約書及びその支払いを証する領収書等の写し

(7) 住宅リフォームの請負契約書及びその支払いを証する領収書等の写し

(8) 住宅の賃貸借契約書及びその支払いを証する領収書等の写し

(9) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（勤務先から住宅手当が支給されている場合）

(10) 引越費用を支払ったことを証する領収書等の写し

(11) その他、市長が必要と認める書類

※は提出必須です。上記以外にも書類の提出をお願いしたり、確認のためご連絡させていただく場合があります